

新型コロナウイルス感染症特別貸付等に関するQ & A (令和2年10月9日現在)

(追加・更新した箇所は黄色で表示しています)

<融資制度等について>

Q 新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要や融資限度額などを教えてください。

A 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近の売上が一定程度減少している事業者の方にご利用いただける融資制度です。

災害により被害を受けた方がご利用いただける災害貸付と同様に、ご融資利率が低減され、長期でご返済いただけます。

各資金のご融資限度額、利率は以下のとおりです。

[中小企業資金]

ご融資限度額は、既存の融資制度の残高にかかわらず別枠で、6億円です。このうち2億円を限度として、当初3年は災害発生時の融資制度に適用される基準利率から0.9%低減した利率が適用されます(注1)。3年経過後は災害発生時の融資制度に適用される基準利率となります。

(注1) 令和2年度第2次補正予算を受け、令和2年7月1日から、ご融資限度額が3億円から6億円に拡充されました。また、低減利率の限度額も1億円から2億円に拡充されました。

[生業資金・生活衛生資金]

ご融資限度額は、既存の融資制度の残高にかかわらず別枠で、8,000万円です。このうち4,000万円を限度として、当初3年は災害発生時の融資制度に適用される基準利率から0.9%低減した利率が適用されます(注2)。3年経過後は災害発生時の融資制度に適用される基準利率となります。

なお、生活衛生資金のご利用にあたって、振興計画認定組合の組合員の方は、振興計画認定組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」、それ以外の方は都道府県知事の「推せん書」(借入申込金額が500万円以下の場合は不要)が必要となります。

(注2) 令和2年度第2次補正予算を受け、令和2年7月1日から、ご融資限度額が6,000万円から8,000万円に拡充されました。また、低減利率の限度額も3,000万円から4,000万円に拡充されました。

Q 新たな資金は不要なため、既存融資の借換だけで申込みできますか。

A

[中小企業資金]

公庫融資借換特例制度は、原則として新たな資金と併せてお借入のご希望がある場合に適用される制度ですが、新型コロナウイルス感染症特別貸付の場合は、お客さまの状況に応じて既存融資の借換だけでも対応できます。ただし、一部の既存融資については、借換の対象外となる制度があります。

なお、民間金融機関の借入金のお借換えには以下の要件を満たす「つなぎ融資」に対応する場合を除き、ご利用いただけません。

- ① お客さま、民間金融機関のいずれから、「沖縄公庫の新型コロナウイルス感染症関連の融資を受ける予定でしたが、その間のつなぎ融資と認識して民間金融機関から融資を受けた（民間金融機関は融資を行った）」ことが確認できること。
- ② 前①で受けた融資の実行日が、新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口の設置日（令和2年1月27日）以降であること。

〔生業資金・生活衛生資金〕

お借換日までの利息等は必要ですが、基本的には可能です。借換は、新たな融資により既存融資を完済させることであり、既存融資残高の一部の借換はお取扱いできません。

なお、民間金融機関の借入金のお借換えに関する要件は、中小企業資金と同じです。

<現在ご利用中の方について>

Q 4月に新型コロナウイルス感染症特別貸付を融資してもらったばかりですが、最近、更に資金繰りが悪化しました。再度、融資の相談はできますか？

A 直近でご利用いただいた方であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに影響が出た場合は、ご相談を承っております。お気軽にご相談ください。

<創業して間もない方について>

Q 創業して1ヵ月ですが、新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資対象になりますか？

A 誠に申し訳ございません。創業後3ヵ月未満の方は、新型コロナウイルス感染症特別貸付のご融資はご利用いただけません。

創業して間もない方向けの沖縄創業者等支援貸付など、お客さまに応じたご融資制度をご案内いたしますので、ご相談ください。

Q 半年前の創業時に融資を受け、返済が始まったばかりです。新型コロナウイルス感染症の影響で、創業時に立てた売上計画の達成が困難になり、資金繰りも悪化しています。追加融資の相談はできますか？

A ご返済が始まったばかりの方であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに影響が出た場合は、ご相談を承っております。お気軽にご相談ください。

<ご利用いただける方について>

Q ご利用いただける方は「最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方」とされていますが、新型コロナウイルス感染症の影響でここ2週間で売上が急減しているものの、把握できる最新の月ベースの売上高としては前年または前々年の同期と比較すると増加しています。このような場合は、新型コロナウイルス感染症特別貸付は利用できないのでしょうか。

A 「最近1ヵ月の売上高」は、売上高の確認日を基準として、①確認日の前月の売上高又は②確認日の前日や直近の売上集計日から遡って1ヵ月の売上高を確認させていただきます。

たとえば、確認日が令和2年3月18日の場合は、最近1ヵ月の売上高は、①令和2年2月の売上高又は②令和2年2月18日から令和2年3月17日までの合計売上高などで確認させていただきます。

なお、その際には帳簿等を確認させていただくことがございます。

Q 新型コロナウイルス感染症の影響を受けていますが、店舗増加（もしくは合併、業種の転換など）により、前年（前々年）同期と単純に比較すると売上は増加しています。このような場合は、新型コロナウイルス感染症特別貸付は利用できないのでしょうか。

A 店舗の増加のほか、合併や業種の転換を行った場合、ベンチャー・スタートアップ企業のように、短期間に売上増加に直結する設備投資や雇用の拡大を行っている場合など、前年（前々年）同期と比較するのが馴染まないときは、業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合に準じ、次の要件で比較できる可能性がありますので、お申込やご面談の際にご相談ください。

最近1ヵ月の売上が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

- ① 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高
- ② 令和元年12月の売上高
- ③ 令和元年10月～12月の売上高の平均額

Q ご利用いただける方は「最近1ヵ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方」とされていますが、前年および前々年の同期は、店舗の建替期間中であり売上が発生しなかったため、最近1ヵ月の売上高と前年および前々年の同期の売上高とを比較しても5%以上減少していません。現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているのですが、このような場合は、新型コロナウイルス感染症特別貸付は利用できないのでしょうか。

A 前年および前々年の同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月の売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できますので、お申込やご面談の際にご相談ください。

<申込方法等について>

Q 申込に必要な書類を教えてください。

A ホームページに掲載されている「相談時にご用意いただく書類」をご確認ください。
また、コピーした書類をご準備いたしますと、相談時お待ちいただく時間の短縮に繋がります。

Q 申込書類を揃えましたが、どのように申込したらよいですか。また、申込は支店の窓口に行かないといけませんか。

A お客さまが事業を営む所在地を担当する本店又は支店にご連絡ください。本・支店の住所、電話番号は「店舗のご案内」をご覧ください。

<マル経資金、衛経資金、沖経資金（沖縄雇用・経営基盤強化資金）について>

Q 新型コロナウイルス感染症関連で拡充された内容を教えてください。また、申込したいのですが、どうしたらよいですか。

A 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者を対象として、各資金のご融資限度額2,000万円とは別枠で1,000万円の適用が可能となります。また、当該別枠の1,000万円については、当初3年間は適用利率から0.9%低減した利率が適用（借換分を除く）されるほか、据置期間が設備資金4年（通常2年）、運転資金3年（通常1年）に拡充されています。

お申込手続きにあたって、マル経融資及び沖経資金は最寄りの商工会議所、商工会に、衛経資金は生活衛生同業組合もしくは都道府県生活衛生営業指導センターにそれぞれご相談ください。

<実質無利子化・利子補給について>

Q 新型コロナウイルス感染症特別貸付は「実質的に無利子」と聞きましたが、概要を教えてください。

A 新型コロナウイルス感染症特別貸付は、一定の要件に該当する場合、当初3年間、4,000万円を限度（中小企業資金については1億円）として、災害発生時の融資制度に適用される利率から0.9%低減した利率が適用されます（注1）。

（注1）令和2年度第2次補正予算を受け、令和2年7月1日から、「実質無利子化」の対象が3,000万円から4,000万円に拡充されました。

ご融資後は、利息も含め公庫にご返済いただきますが、後日、低減した利率の利息部分について、お客さまへ3年間分の利子相当額を一括で助成する利子補給の制度（特別利子補給制度）（注2）を中小企業基盤整備機構が実施しており、利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。

（注2）新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

	小規模事業者（※2）	中小企業者（※2）
個人	要件なし（※3）	売上高▲20%以上（※3）
法人	売上高▲15%以上（※3）	

（※1）特別貸付の要件は、次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方

（1）最近1カ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少

（2）業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少

① 過去3ヵ月（最近1ヵ月含む。）の平均売上高

② 令和元年12月の売上高

③ 令和元年10～12月の平均売上高

（※2）小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員（*）が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいいます。中小企業者とは、この他の中小企業をいいます。

（*）労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」

（※3）売上高要件の比較は、新型コロナウイルス感染症特別貸付で確認する最近1ヵ月に加え、その後2ヵ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較します。

特別利子補給制度の具体的な手続きについては、中小企業基盤整備機構のホームページをご覧ください。利子補給の申請書類については、9月以降、順次、郵送にてお送りさせていただきます。

なお、特別利子補給制度に関するお問い合わせ先は、以下のとおりです。

中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

【電話番号】0570-060515

【受付時間】平日・休日 9時00分～17時00分